

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税賦課徴収関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、地方税賦課徴収関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収関連事務
②事務の概要	地方税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)
③システムの名称	1 個人住民税システム 2 固定資産税システム 3 軽自動車税システム 4 収納管理システム 5 滞納管理システム 6 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 7 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞ ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 120, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞ ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993－8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238－84－2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒993－8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市税務課 TEL:0238－82－8006
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	長井市で制定する各種規程や他機関ガイドライン等に基づき、必要なデータを提供しており、複数人で確認するようにしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「長井市個人情報保護法施行条例」及び「長井市特定個人情報等取扱規程」等に則り、漏洩・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置を講じるとともに、バックアップの保管、パスワードによる管理等の徹底を図っているため、対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I. 5. ②所属長	税務課長 高石 潤一	税務課長 佐野 安広	事後	人事異動
平成29年4月1日	I. 5. ②所属長	税務課長 佐野 安広	税務課長 伊藤 亮一	事後	人事異動
平成31年4月1日	I. 5. ②所属長	税務課長 伊藤 亮一	税務課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	無	項目の追加	事後	
令和2年6月17日	II. 1. 対象人数 (いつ時点の計数か)	1,000人以上1万人未満 平成28年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月17日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の 計数か)	平成28年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	I. 7 請求先	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	
令和3年6月1日	I. 8連絡先	山形県長井市ままの上5番1号 0238-87-0683	山形県長井市栄町1番1号 0238-82-8006	事後	
令和3年6月1日	II. 1対象人数	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	II. 2取扱者数	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年7月1日	II. 1対象人数	令和3年6月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	II. 2取扱者数	令和3年6月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	II. 1. 対象人数(いつ時点の 計数か)	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の 計数か)	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II. 1. 対象人数(いつ時点の 計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の 計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II. 1. 対象人数(いつ時点の 計数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II. 2. 取扱者数(いつ時点の 計数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の16の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)・第9条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)	事後	訂正
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号、別表第二の27の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞ ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 120, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞ ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)	事後	訂正
令和7年4月1日	IV. 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	新規追加
令和7年4月1日	IV. 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		長井市で制定する各種規程や他機関ガイドライン等に基づき、必要なデータを提供しており、複数人で確認するようにしているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新規追加
令和7年4月1日	IV. 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新規追加
令和7年4月1日	IV. 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新規追加
令和7年4月1日	IV. 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		「長井市個人情報保護法施行条例」及び「長井市特定個人情報等取扱規程」等に則り、漏洩・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置を講じるとともに、バックアップの保管、パスワードによる管理等の徹底を図っているため、対策は「十分である」と考えられる。	事後	新規追加